

【 主な相談対応事例 】

相談者	事業種別	相談内容	対応結果
<p>肢体不自由 (家族)</p>	<p>幼稚園・ スイミング スクール</p>	<p>肢体不自由の児童が通う幼稚園が、水泳実習を民間スイミングスクールに委託している。スイミングスクールが、障がいのある児童は受入れられないとして、当該児童は、水泳実習に参加できなかった。幼稚園は、このことを知っていたが、特に対応することがなかった。これは障がい者差別ではないか。スイミングスクール側に謝罪を要求するつもりだ。</p>	<p>幼稚園、スイミングスクールに事実確認を行い、障がいを理由に当該児童を水泳実習に参加させないのは、差別解消法の「不当な差別的な取扱い」に該当することを指摘し、保護者、スイミングスクール、幼稚園の3者で合理的な配慮について、協議・検討するよう助言した。 幼稚園は、当該児童が、参加できるようにする方向で、スイミングスクールと協議することとした。</p>
<p>知的障がい (関係者)</p>	<p>娯楽施設 (遊園地)</p>	<p>知的障がいがあるからという理由だけで、遊具（ゴーカーなど）のアトラクションの利用ができないという掲示を施設が行っているのは、不当な差別的な取扱いではないか。県の見解はいかがか。</p>	<p>娯楽施設アトラクションでは、年齢制限、身長等の基準等の利用制限があるものがあるが、知的障がいであるからという理由だけで一律に利用制限することは、差別的な取扱いになると考える。 ただし、利用者の安全を第一に考えるという施設側の主張も理解できる。 一律利用制限ではなく、個々の状況に応じた合理的な配慮が施設に求められるのではないかと回答。</p>
<p>精神障がい (関係者)</p>	<p>不動産</p>	<p>(精神障がいのある人のアパートへの入居について、障がいのある人が通院する病院から相談。) 当院の隣接地に新しく建設される賃貸アパートについて、患者の負担軽減のため、何室かを当院が借り上げて、通院患者に居住してもらおうと考えている。 ところが、アパート管理会社から「障がいのある人には貸せない」という主旨のことを言われた。 これは差別ではないだろうか、こういうことは禁止されているのではないだろうかと思ったが、確信が持てないので県に確認することにした。</p>	<p>障がいを理由にアパートを貸せないという対応はあきらかに「不当な差別的な取扱い」であり、違法である。差別解消法上で何か罰則があるというわけではないが、相談員から、アパート管理会社に差別解消法・条例について啓発をすることは可能である、と回答。 これを受け病院はアパート管理会社の責任者と話し合い、後日、借り上げ可能となった。</p>
<p>事業者</p>	<p>工事関係</p>	<p>視覚障がいのある人と工事の契約書を取り交わすこととなった。 本人が署名できない状況であるため、代筆を検討しているが、どのような取扱いが適切か。</p>	<p>(工事契約書への署名などに代筆が適切かどうかは、確認してもらう必要があるとしたうえで) これまで工事の打ち合わせに同席している当事者の息子さんが代筆等をする可能性が高いと思われるが、その際にも、当事者に十分な説明をし、当事者本人の意思を確認したうえで代筆等の手続きを進めるよう説明した。</p>